

パートタイム・有期雇用労働法及び ハラスメント防止対策に関する説明会のご案内

～同一労働同一賃金ガイドライン、パワーハラスメント防止対策への対応に向けて～

働き方改革の一環として、一部施行されている「パートタイム・有期雇用労働法」が令和3年4月1日から全面施行されます。各企業は、正社員と非正規雇用社員との間の不合理な待遇差解消のための同一労働同一賃金への対応に向けて、必要な対策を講じる必要があります。

また、労働施策総合推進法の改正により、本年6月から大企業について義務化されたパワーハラスメント防止対策が、令和4年4月1日から中小企業にも義務づけられます。

佐賀労働局では、法や同一労働同一賃金ガイドライン、ハラスメント防止対策について、説明会を開催いたします。事業主・人事労務担当者等関係者の皆様は、ぜひご参加ください！

場 所 **メートプラザ佐賀（佐賀市兵庫北3丁目8-40）**
定 員 **各90名 ※締め切り 令和2年9月30日（水）**

● 日時 **令和2年10月6日（火）**
14:00～16:00

● 日時 **令和2年10月8日（木）**
14:00～16:00

【内容】 ●パートタイム・有期雇用労働法等について
●時間外労働の上限規制について
●職場におけるハラスメント防止対策について
※働き方改革関連法に関する個別相談会も併せて開催します。

主 催 佐賀労働局

参加料 無料

申込み方法 下記の申込書に必要事項をご記入の上、各しめきりまでに郵送、FAX等でお申し込みください。なお、締め切り前でも、定員に達した場合は締め切らせていただきます。

申込み先 佐賀労働局雇用環境・均等室
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎5階
TEL 0952-32-7218 FAX 0952-32-7224

※ **新型コロナウイルス感染防止対策のため、当日、受付にて連絡先等のご記入をお願いします。**
（名刺をお持ちの方は、名刺を御提出いただくことでも構いません。）

説明会参加申込書 (FAX : 0952-32-7224)

事業所名	希望日	10月6日・10月8日 希望する日程に○をつけてください
所在地	(TEL)	
参加者職・氏名	※1企業あたり2名まででお願いします。	
パートタイム・有期雇用労働法等について、お聞きになりたいこと、疑問に思っていることなどありましたらご記入ください。		

※ご記入いただきました情報は、本説明会の事業以外には使用いたしません。